

発議第2号

三島市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

三島市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年三島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三島市議会政務活動費の交付に関する条例

本則（第6条を除く。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第6条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 交際費その他の私的な用途に要する経費
- (2) 党費等の政党その他の政治団体の活動のための経費
- (3) 選挙活動に係る経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、政務活動の目的に合致しない経費

第8条中「報告書等」を「収支報告書等」に改める。

第9条中「市政に関する調査研究に資するため必要な経費として」を「第6条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に、次の1条を加える。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第6条関係)

経費の区分	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
その他の経費	その他の経費で会派が行う政務活動に要する経費

附 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三島市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の三島市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

平成25年2月19日提出

発議者 三島市議会全議員